

生物多様性条約 第 11 回及び第 12 回締約国会議での決議

2012 年の生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）では、ビジネスと生物多様性の分野について 2 つの決議が採択されました。また、2014 年の生物多様性条約第 12 回締約国会議（COP12）では、1 つの決議が採択されました。この経済活動について言及のある決議とは、COP11 では [決議 XI/7. 「ビジネスと生物多様性」](#) 及び決議 [XI/30. 「奨励措置」](#)、COP12 では [決議 XII/10. 「事業者の参画」](#) です。本報告ではこれらの内容について整理しています。

目 次

- 1) 生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）の概要と決議..... 2
- 2) 生物多様性条約第 12 回締約国会議（COP12）の概要と決議..... 3

1) 生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP11) の概要と決議

2012 年 10 月 8 日から 19 日までインドのハイデラバードで生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity, CBD) 第 11 回締約国会議 (COP11) が開催され、172 か国の締約国、関連機関、市民団体、住民団体等から約 9000 人が参加した。会合では、途上国等における生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを 2015 年までに倍増させるという資金動員に関する目標が合意された。

さらに、資金メカニズムのひとつである地球環境ファシリティ (Global Environment Facility, GEF) についての手引き (ガイドンス)、生態学的・生物学的に重要な海域の基準 (EBSA (European Biosafety Association) criteria) を満たす海域を抽出するための地域ワークショップの結果を国連の作業部会等に提出すること、名古屋議定書の第 1 回締約国会議に向けた作業の計画、今後 2 年間の CBD 運営予算、COP12 を 2014 年の後半に韓国において開催すること等が決定された。

ビジネスと生物多様性に関連しては、決議 XI/7. 「ビジネスと生物多様性」と決議 XI/30. 「奨励措置」の 2 つの決議が採択された。

① 決議 XI/7. 「ビジネスと生物多様性」

決議 XI/7. 「ビジネスと生物多様性」では、事業者と生物多様性がかかわるさまざまな面において、条約の 3 つの目的 (生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分) と名古屋議定書、先住民族や地域住民の権利とニーズが考慮されなければならないことが言及された。

具体的なガイドラインとしては、政府は事業者に対して 2012 年に改訂された国際金融公社 (International Finance Corporation, IFC) のパフォーマンス・スタンダードの考慮を要請することが言及された。併せて、政府に対しては事業活動における生物多様性と生態系サービスの価値評価を促進し、生態系と生物多様性の経済学 (The Economics of Ecosystems and Biodiversity, TEEB) のレポートの結論と提案を考慮すべきことが言及された。

事業者、特に大企業に対しては、愛知目標の達成に向けた貢献、サプライチェーンを通じた取組、事業者のための TEEB 報告書の結論と提案を考慮した生物多様性・生態系サービスに対する影響・依存やリスク・チャンスの分析、事業者の生物多様性の取組の報告の枠組みの策定に関する協力、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた投資、政府との継続的な対話等を進めていくことを奨励することが言及された。さらに、生物多様性条約事務局に対して、事業者と政府、その他のステークホルダー間の対話の継続、ベストプラクティスに関する情報のまとめ、ツールやメカニズムの分析等を継続し中小企業等による生物多様性のリスク管理を行うための支援等を期待することが言及された。

決議の全文 (英文) は下記の生物多様性条約事務局のウェブサイトに掲載の文書で公開されている。

- Decision adopted by the conference of the parties to the convention on biological diversity at its eleven meeting

<http://www.cbd.int/doc/decisions/COP-11/cop-11-dec-07-en.pdf>

② 決議 XI/30. 「奨励措置」

決議 XI/30. 「奨励措置」では、各国政府が TEEB 等の調査結果をもとに、生物多様性の価値を国レベルや地方レベルの適切な政策や計画に組み込んでいくことの必要性が認識され、各国政府が国内の生態系と生物多様性の経済的価値評価を行い、国別の生物多様性戦略や計画の改定に活かしていくことが推奨された。また、生物多様性への負の影響のある措置を把握するためのツールの開発や、生物多様性への負の影響のある措置を把握するための調査を実施することの重要性が強調された。さらに、これらの措置の廃止、改定を政策の策定プロセスにおいて進めることを奨励している。同時に、愛知目標を達成する上で効果的な調達計画や、持続可能な消費や生産を進めていくための国家戦略や行動計画の策定を進めていくことが奨励されている。

また、事業者と生物多様性についてのパートナーシップ等を通じて、国家戦略の実施における民間セクターの参画を各国が促すことが言及されている。二国間、多国間の開発機関においても、生物多様性の価値評価の手法についての長期的な技術支援や、キャパシティ・ビルディングを進めていくことが推奨されている。このほか決議では、国連統計委員会における環境経済勘定システム（System of Environmental Economic Accounts, SEEA）に生物多様性を統合し、必要に応じて国家勘定に統合していくことも述べられている。

決議の全文（英文）は下記の生物多様性条約事務局のウェブサイトに掲載の文書で公開されている。

- Decision adopted by the conference of the parties to the convention on biological diversity at its eleven meeting

<http://www.cbd.int/doc/decisions/COP-11/cop-11-dec-30-en.pdf>

2) 生物多様性条約第 12 回締約国会議（COP12）の概要と決議

2014 年 10 月 6 日から 17 日まで韓国のピョンチャンで生物多様性条約（CBD）第 12 回締約国会議（COP12）が開催され、194 か国の締約国、国連機関、国際機関、市民団体、先住民と地域住民団体、学術団体、民間セクター等からの代表者約 3000 人が参加した。会合では、戦略計画と愛知目標の中間評価や目標の実施に向けての進捗状況の評価などのほか、キャパ

シティ・ビルディングや技術的・科学的協力などを通じた実施に向けての支援の実施状況の評価を行った。また、資源動員、生物多様性と持続可能な開発、他機関との協力、海洋・海岸の生物多様性、生物多様性と気候変動、バイオ燃料、伝統的知識（8(j)）、持続可能な野生生物の管理、外来生物、合成生物(synthetic biology)、生態系の保全と再生などが議論され、33の決議が合意された。また、2010年10月に採択された名古屋議定書は、2014年9月時点で批准国が53か国に及び2014年10月12日に発行し、2014年10月13-17日まで名古屋議定書に関する第1回目の会合が行われた。

ビジネスと生物多様性に関連しては、決議 XII/10.「事業者の参画」が採択された。

① 決議 XII/10. 「事業者の参画」

決議 XII/10.「事業者の参画」では、ビジネスによる生物多様性条約と議定書の目標達成に向けての取組を認識すると同時に、多数の事業者が事業における生物多様性による便益や重要性、ビジネスモデルやサプライチェーンにおいて生物多様性や生態系サービスの価値を主流化することの効果について気づいていないことが言及され、生物多様性に関連して、特に途上国の中小企業の参画が重要であることが認識された。また、経済、社会、環境の持続可能な開発における事業者の役割を認識し、条約の目的を達成する上で事業者の関与が非常に重要である遺伝子資源へのアクセスとその利用に関する正当で平等な利益配分についての名古屋議定書が発効したことが歓迎された。また、生物多様性の保全と自然と調和した持続可能な利用を進め、持続可能性を促進していくための環境を整える上での政府の役割の重要性が認識された。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献しうる事業活動に関する報告にギャップがあることが認識され、政府や民間の両方における持続可能な調達が多くのビジネスセクターにおける重要な取組であり、こうした調達を促進させるべきであることが認識された。

また、**政府**においては、a) 関係者や関係機関と協力し、ビジネスと生物多様性のためのグローバル・パートナーシップや国や地域レベルのイニシアティブを支援していくための革新的なメカニズムを開発していくこと、b) 事業者による生物多様性条約と議定書、及び戦略計画と愛知目標の目的を主流化するための取組についての報告を支援し、これらの情報をクリアリングハウスの仕組みを通じて提供していくために、ビジネスと生物多様性のためのグローバル・パートナーシップや国や地域レベルのイニシアティブと協力していくこと、c) 政府と民間のパートナーシップの下、資金調達やキャパシティの強化を含む事業者における生物多様性戦略の策定と実施を促進すること、b) 中小企業も含めた事業者が戦略計画の効果的な実施が行えるような環境を整備すること、c) 他の多国籍のフォーラムにおいて事業における生物多様性や生態系サービスの考慮を進めることなどの必要性が合意された。

さらに、**事業者**においては、a) 事業の意思決定や実施における生物多様性や生態系サービスへの影響について分析し、生物多様性を事業に統合していくための行動計画を準備すること、

b)生物多様性や生態系サービスに関する取り組みを報告の枠組みに取り入れ、サプライチェーンを含む事業者による行動が生物多様性条約、戦略計画と愛知目標の目的を考慮したものなることを確保すること、c)事業における生物多様性や生態系サービスに関わる便益や影響についての情報に関して、シニアマネジメントやラインスタッフ、サプライチェーンにおけるキャパシティを強化すること、d)調達方針において生物多様性に関する考慮を取り入れること、e)積極的に生物多様性条約の資源動員戦略に関わっていくこと、f)UNCTADのBioTradeイニシアティブやすでに生物多様性の持続可能な利用や持続可能な収穫、名古屋議定書の枠組みにおける遺伝子資源へのアクセスと利益分配を実施しバイオトレードを実施してきている組織への参加と協力を強化すること、が奨励された。

また、**条約事務局**に対しては、a)政府、特に途上国政府に対して生物多様性への配慮をビジネスセクターに取り込んでいくための支援を行うこと、b)生物多様性条約第13回締約国会議の前に開催される **Subsidiary body on implementation** までに検討できるよう、事業者がどのような対応を取りうるのかについての方法論の確立を含む、事業者による生物多様性の主流化の進捗状況についての報告書を作成し、事業者による生物多様性の主流化についての報告の枠組みについて技術的ワークショップなどを通じて、ビジネスと生物多様性のためのグローバル・パートナーシップや国や地域レベルのイニシアティブを支援すること、c) ビジネスと生物多様性のためのグローバル・パートナーシップや国や地域レベルのイニシアティブとの協力のもと、戦略計画の実施を支援するための事業者における目標の設定や事業者向けのガイダンスの作成などを通じて、事業者における愛知目標の達成に向けての貢献を強化すること、d)商品作物に関する指標や持続可能な生産と消費など、生物多様性とビジネスの関与に関する他の適切なフォーラムとの協力と協働を進めていくこと、e)生物多様性と生態系サービスやその価値評価についてのベスト・プラクティスや基準、研究など情報や分析をまとめ、生物多様性条約や愛知目標の目的達成に向けての事業者による貢献についての評価を進め、これらの情報を様々な適切なフォーラムなどに広めていくことを支援すること、g)パラグラフ1のb)における事業者による生物多様性の主流化の取組についての情報を提供し、今後の締約国会議で入手できるようにすること、などが要請された。

決議の全文（英文）は下記の生物多様性条約事務局のウェブサイトに掲載の文書で公開されている。

<http://www.cbd.int/cop12/doc/>